



I-ne グループ サプライヤー行動規範

I-ne グループは、サプライチェーン全体で持続可能な社会の実現を目指すことを掲げた「サプライチェーンポリシー」に基づき、「I-ne グループ サプライヤー行動規範」を策定いたしました。これは、国連グローバル・コンパクト 10 原則やビジネスと人権に関する指導原則などの国際的な基準、各種法令を尊重し、サプライヤー様に遵守していただきたい事項をまとめたものです。

I-ne グループとお取引のあるサプライヤー様は、本行動規範の遵守をお願いいたします。

また、サプライヤー様には自社のみならず、自らのお取引先に対しても、本行動規範をふまえたお取り組みを推進していただくことをお願いいたします。

I-ne グループは、本行動規範を遵守いただけるサプライヤー様との取引を優先的に進めてまいります。

また、本行動規範の遵守状況を確認するため、定期的なアセスメントや監査を実施させていただく場合がございます。改善が必要な事項が確認された際には、サプライヤー様と協働で改善に取り組んでまいります。

当社グループは、サプライヤー様を重要なビジネスパートナーと位置づけ、相互の信頼関係に基づき、共に持続可能な社会の実現に貢献してまいりたいと考えております。本行動規範へのご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本行動規範は社会情勢や環境の変化に応じて適宜見直しを行ってまいります。

人権・労働

- 事業活動を行うそれぞれの国や地域で適用される法令を遵守します。
- 国際的に認められた人権と各国や地域の法令の間に矛盾がある場合、国際規範を尊重するための方法を追求します。

差別とハラスメントの禁止

- 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位によるいかなる差別を排除します。
- すべてのハラスメント（心理的・身体的・性的）を禁止します。
- 多様な「個」が尊重され、多様な「個」が活躍できる土壌を整えることが、企業の競争優位性の源泉だと考えています。インクルーシブな社会の実現のために、社内の課題を把握するとともに、様々なバックグラウンドを持った従業員の能力が最大限発揮できる仕組みを整備していきます。

児童労働の禁止

- 国内法で適用される最低就業年齢、または義務教育を修了する年齢のうちのいずれか高い年齢に満たない年齢の児童を雇用しません。ただし、国内法で認められている場合、軽労働については、一定の条件の下に13歳以上15歳未満の児童を雇用することは許容されます。
- 18歳未満の若年労働者に危険で有害な労働や精神的な発達を損なう恐れのある就労をさせません。
- 「子どもの権利とビジネス原則」を支持し、未来を担う子供の人権にも配慮します。

強制労働の禁止

- 奴隷労働、身体的または精神的拘束による労働など、あらゆる強制労働および人身取引を行いません。
- 就業時間以外に監視するなどの自由な行動の制限、借金を理由とした退職の禁止、身分証明書や旅券を取り上げるなど、労働者の職業に関する自由や権利を侵害する行為を行いません。

労働環境の整備

- サプライチェーン全体において、長時間労働の禁止・生活賃金の保証・従業員の安全確保などの労働者の権利を尊重し、健康的に安心して仕事ができることを基盤とした、一人一人の多様性や自主性を尊重する職場環境を整えます。

結社の自由と団体交渉権

- 従業員が報復・脅迫・嫌がらせなどを受けることなく労働組合を結成する権利や法令に従い、労働組合に加入する・しない権利、団体交渉する権利を尊重します。

ウェルビーイングの向上

- 企業が持続的に発展していくためには、社内で働く従業員が「心身共に」健康であることが大切だと考えています。従業員満足度やエンゲージメント指数等のサーベイを実施することで従業員の「心身」の現状を把握し、表出した課題に対する対策を講じることで、従業員のウェルビーイングの向上を実現します。

労働安全衛生

安全かつ健康的な施設の確保

- 従業員の安全と健康に配慮して従業員が働く施設を設計・施工するとともに、定期的な保守・修繕作業などにより、施設の安全性を維持します。

労働災害・疾病の予防

- 身体的に過酷な労働、有害な物質や化学物質の取り扱い、危険が伴う作業について、最大限に危険を回避できる手順を採用し、従業員に事前に安全対策に関する教育を実施します。

防災対策

- 火事や自然災害などの緊急事態に備え、防火対策、避難経路の確保およびこれらについて従業員への周知を行い、防災対策を行います。

環境

気候変動対策

- 温室効果ガスの排出量に関する数値を適正に把握・管理できる仕組みを持ち、改善できるように計画立案し、推進します。

資源・エネルギーの有効利用

- 事業活動で使用する電力について再生可能エネルギー100%を目指していきます。
- 資源（水/プラスチック/紙など）やエネルギー（電気、ガスなど）の使用量を適正に把握・管理できる仕組みを持ち、把握した内容に基づき改革/改善を行います。

汚染防止と廃棄物

- 自社廃棄物の適正な管理体制を構築し、廃棄物の削減につとめます。
- 有害化学物質の適正な管理を行います。

生物多様性、森林破壊の防止、土地の保全

- 自社の事業が与える影響を考慮しながら生態系に影響をもたらすことがないよう、生物多様性に向けた保全活動を推進します。

企業倫理

腐敗防止と利益相反

- 倫理的に事業活動を行い、いかなる形態の贈収賄や汚職等の腐敗行為を容認しません。
- 腐敗防止に関連する行為があった場合などに対する社内の通報窓口を持ち、管理します。
- 腐敗防止に関連する法令を遵守します。
- 本国内及び事業を展開するすべての国・地域において、贈収賄、横領、背任、司法妨害、マネーロンダリングを含む、個人や組織の利得のために職務上の権限や地位を濫用するあらゆる形態の腐敗行為の防止に取り組みます。

不正な取引の禁止

- 公正な取引が行われるように法令を遵守する仕組みを構築し、定期的な教育を行います。

サプライチェーン

品質保証とトレーサビリティの確保

- 自社製品の安全性に関連するトレーシング（透明化）ができるような仕組みと管理体制をもちます。
- 製品・サービスの品質保証と情報開示（内容物、環境負荷情報など）の体制をもち、情報の透明性を担保します。
- 事業継続計画（BCP）を準備し、製品の安定供給に必要な対策を行います。

2025年4月 制定